

大阪府が策定した「大阪府水道整備基本構想」(おおさか水道ビジョン)に基づく府域一水道の実現に向け、水道事業の統合を促進するための基金を設置する。

資料 2 - 3

水道事業統合促進基金(仮称)

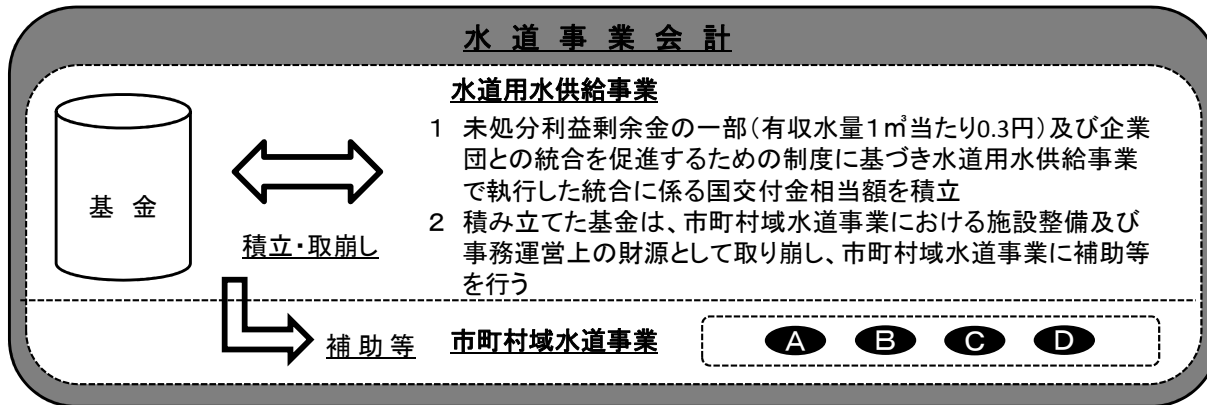
◆水道事業の統合における課題(国からの支援に係るもの)

- 国の補助金制度の交付金制度化(対象事業が限定的に)
- 交付金制度が時限措置(～H41)、かつ大規模団体は対象外(人口:10万人以下の団体のみ対象)
- 統合に伴い、統合前に措置されていた地方交付税が措置されない。



課題の解決とともに、府域一水道に向けた動きを加速!

◆水道事業統合促進基金(仮称) スキーム



【10団体】

国支援策の減少分の一部を基金でカバー
⇒ 統合後、より安定的な経営が可能に

【その他の団体】

団体の規模等に関係なく、統合へのインセンティブに

基金の活用により...

水道事業統合促進基金条例(仮称)

◆条例の制定

<目的>

府域一水道の実現に向け、水道事業の統合を促進する。

<施行日>

平成30年4月1日

◆条例案(趣旨)

第1条 設置

地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置する。

第2条 積立

基金として積み立てる額は、

- (1)水道用水供給事業において生じた利益剰余金のうち剰余金処分計算書をもって定める額を限度として予算で定める額
- (2)水道用水供給事業において実施した水道事業運営基盤強化推進等事業に対し交付された大阪府生活基盤施設耐震化等補助金の額を限度として予算で定める額 とする。

第3条、第4条 管理

基金に積み立てた資金は預金その他の確実かつ有利な方法により運用する。 など

第5条 運用収益の処理

基金の運用から生じた収益は、予算に計上し基金に積み立てる。

第6条 処分

当該基金は、設置目的を達成する事業に必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

第7条 委任

その他必要な事項は企業長が定める。